

## 安芸郡坂町被災地支援活動レポート

派遣先 広島県坂町税務住民課  
所属 八幡西区役所コミュニティ支援課  
氏名 田中 誠司  
活動期間 平成30年10月1日～平成30年12月31日

### 1 はじめに

平成30年7月6日の豪雨災害では、過去に経験したことのない長時間に渡り滝のような雨が降り続き、甚大な被害が発生しました。また、本市においても死者が発生する災害となりました。

私は以前、広島市に3カ月間生活をしていたこともあり、被災地の様子をテレビ等で知り広島（被災者）のために何か役に立てることがあればと思っていた時に派遣職員の募集が有り、応募しました。

### 2 現地での活動

業務	内容	時期	その他
土地評価事務	災害に係る減免申請認定業務	H30.10～	航空写真を活用して「流出家屋」を特定し、土地減免を行う。現地確認で判断が必要なものは、現地調査。 「土地の堆積」は程度によって判断。
	土地災害特別警戒区域等の減価補正適用業務	H30.11～	横浜小学校区に適用。 委託業者に依頼。確認作業。
	土地評価の見直し（令和元年課税に向けて）	H30.11～	来年度評価について、町と契約を行っている業者の意見を参考にし、方針決定後、現地確認し評価の見直し。

### 3 業務内容

(1) 罹災証明に記載されている被害家屋住所と固定資産で持つ家屋データ（所在地番による家屋情報）から業者作成の対象リストと突合し、間違いなく減免対象となる家屋なのか確認することにより、減免対象家屋リストを作成する。

- ・件数： 約1,900件
- ・作業期限： 3週間程度
- ・作業人数： 派遣職員3名にて作業（1人約650件程度）

提出された減免申請書により、減免対象家屋リストとマッチングさせ減免対象のフラッグを立てる作業を行う。



坂町役場



執務の様子

(2) 豪雨災害の影響を考慮した平成31年度（賦課期日：平成31年1月1日）における固定資産税（土地）評価方法について検討作業。

評価替え第二年度である平成31年度の土地評価は、下落修正を行う場合、平成30年度7月1日時点の下落率を基に算定することになるため、7月豪雨災害（発災時点：平成30年7月6日）の影響が考慮されていない。

〈対応策1〉 下落修正に係る変動率の判定期間を市町の裁量により延長した上で下落修正を行う。

下落修正を行う場合、修正基準ではH29.1.1～H30.7.1の変動率を反映すべきところ、7月豪雨災害の影響を考慮しなければ平成31年度の課税上著しく均衡を失することから、例えばH29.1.1～H30.8.1の変動率を反映させ、下落修正を行う。

〈対応策2〉 修正基準どおり下落修正を行った上で、「所要の補正」により対応する。

修正基準どおりH29.1.1～H30.7.1の変動率により下落修正を行った上で、7月豪雨災害については固定資産評価基準に基づく「所要の補正」で対応する。

(3) 土地評価の見直し

- 翌年度に向けて被災地の現地確認の実施。  
罹災証明書及び航空写真を参考に対象土地を  
特定し現地調査を行う。  
崖地補正の見直し  
不整形地補正率の見直し  
課税地目の見直し等

※ 土砂堆積による農地の形状の変化については、  
見直しは行わない。

- 登記済通知に基づく処理  
分合筆による評価  
所有権移転情報入力等



#### 4 活動して感じた事

(1) 被災地の自治体が真に求めている派遣職員の確保が出来ていない。

今回、税務住民課は、家屋評価事務と土地評価事務のできる派遣職員を希望していたが、実際に配属された3名の派遣職員は全て土地評価の経験しかなく、家屋評価の経験がない者であった。

(2) 規模の小さな自治体での災害対応による職員への負担の増大。

災害発生により、通常業務と災害対応の両方を並行して行うために、絶対的なマンパワーの不足を感じる。

#### 5 最後に

被災地を初めて訪れた際、自分が思っていた以上の被害状況を目の当たりにして、ショックを受けました。この状況を見て、新たに被災地のために少しでもお手伝いできればと再認識をしました。

10月から坂町に来てから、あっという間に過ぎた3ヶ月間でした。現地はまだまだ災害の爪痕が残っており、被災された方、行政の方々は、これからも大変な日々がつづくかと思いますが、一日も早い復興を願っております。

最後に、坂町役場の皆様には業務以外の面でも大変お世話になり、ありがとうございました。そして、派遣にあつてご協力をいただいた職場の方々、関係部署の方々、何も言わずに送り出してくれた家族に深く感謝申し上げます。       がんばろう！！坂町

